

○ 柏市低入札価格調査会要領

制定 平成 7 年 1 2 月 1 5 日

施行 平成 7 年 1 2 月 1 5 日

(設置)

第 1 条 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）（以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項（施行令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づき，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か，又は施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づき，落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するため，低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(調査対象)

第 2 条 低入札価格調査の対象案件は，工事，修繕工事，製造その他の請負の契約に係る入札のうち，税込み予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額をいう。以下同じ。）が 2 億円以上のもの，税込み予定価格が 5，0 0 0 万円以上 2 億円未満であって，入札参加条件（特定建設工事共同企業体に発注する場合にあっては，代表者又は構成員の入札参加条件）を本店が柏市内にあることとしていないもの又は総合評価落札方式により入札を行うもの（以下「対象工事等」という。）とする。

(所掌事務)

第 3 条 調査会は，第 2 条に規定する対象案件による入札額が，低入札価格調査の基準となる額（以下「低入札価格調査基準額」という。）を下回った場合には，第 7 条の規定に基づき調査を行い，その者の落札の適否を決定する。

2 前項の場合において，入札額が低入札価格調査基準額を下回る者が複数いるときは，入札額が最も低い者又は評定値が最も高い

者から順に、同項の規定による調査を行い、その者の落札が決定しなかった場合は、次に入札額が低い者又は次に評定値が高い者について、順次調査を行う。ただし、調査会が必要と認める場合は、入札額が低入札価格調査基準額を下回る全ての者に対し、第7条第1項に規定する調査資料の提出を同時に求めることができるものとする。

3 低入札価格調査基準額は、次のいずれかにより算出するものとする。

(1) 対象工事等のうち、工事、修繕工事にあつては柏市契約事務要領第13条の4の規定によるものとする。

(2) 対象工事等のうち、前項に該当しない請負においては、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少等を考慮し案件ごとに定めた額

(構成)

第4条 調査会の委員は、次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 技術管理課長

(2) 契約課長

(3) 工事等の発注担当の課長

(4) 工事等の設計及び監督担当の課長

(組織)

第5条 調査会に委員長を置き、委員長は財政部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、契約課長がその職務を代理する。

4 調査会の事務は、財政部契約課において処理する。

(会議)

第6条 調査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議に出席できない委員（委員長を除く。）は、当該調査事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

5 調査会は、必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

（調査事項）

第7条 調査会は、低入札価格調査基準額を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）について、当該入札額によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、当該調査対象者に対し、別に定める様式及び添付書類（以下「調査資料」という。）の提出を求め、及び調査会において聴取を行うことにより調査するものとする。

2 調査対象者は、低入札価格調査の対象となった工事等の開札の日の翌日から起算して5日以内（この期間に、柏市休日条例（平成元年条例第3号）第2条に定める市の休日が含まれる場合にあっては、当該休日の日数は、この期間に参入しない）に、財政部契約課に調査資料を提出しなければならない。なお、調査対象者が調査資料を提出しないとき又は調査資料に明らかな不備若しくは不足を認めたときは調査を中止し、委員への回議により、調査対象者のした入札を無効と決定する。

3 調査対象者が調査を辞退する旨の届け（以下「辞退届」という。）を提出した場合は、委員への回議により、当該調査対象者のした入札を無効と決定する。

4 調査資料については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び追加提出は認めないものとする。ただし、委員が調査の途中段階において必要があると認めるときは、期限を定めて、書類の追加提出を認めるものとする。

（落札者の決定等）

第8条 調査会は、前条の規定による調査の結果、調査対象者による入札額で契約の内容に適合した履行がされないおそれはないと認めるときは、当該調査対象者を落札者と決定する。

2 調査会は、前条の規定による調査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査対象者の入札を無効と決定する。

(1) 調査資料の不備又は不足により、適正な調査が実施できないと認められるとき

(2) 提出された調査資料の内訳書が入札額と整合しないと認められるとき、又は積算根拠に合理性を欠くと認められるとき

(3) 積算内訳明細書の各項目について、次のいずれかに該当する場合

ア 当該工事に必要な経費が盛り込まれていないとき

イ 下請業者や資材等の購入予定業者等からの見積書の金額が適切に反映されていないとき

ウ 調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断されるとき

エ 予定価格の内訳に対し、直接工事費 75 パーセント・共通仮設費 70 パーセント・現場管理費 70 パーセント・一般管理費 30 パーセント（諸経費として一括して計上する場合にあっては、45 パーセント）のいずれかを下回る入札額であって、その合理的な理由が説明できないとき

(4) 前各号に定めるもののほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき

（報告）

第 9 条 調査会の結果は市長に報告するものとする。また、第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、調査対象者の入札を無効と決定した場合についても同様とする。

（準用）

第 10 条 前各条の規定は、随意契約について準用する。この場合において、「低入札価格調査会」は「低見積価格調査会」と読み替えるものとする。

（補則）

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は，平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条の規定は，平成 25 年 7 月 1 日以後に公告される入札について適用し，同日前に公告された入札については，なお，従前の例による。

附 則

この要領は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は，令和 8 年 5 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各規定は，令和 8 年 5 月 13 日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札並びに随意契約の見積り依頼を行うものから適用し，同日前に入札の公告及び参加者の指名並びに見積り依頼を行ったものについては，なお従前の例による。